

豊太閤と大政所

渡邊世祐

大政所と云へば關白の母といふ義であつて何人を云ふやら知れぬ筈であるが、豊太閤が有名である爲に普通にはその母と云ふ意味に解せられて居る、恰も大師様と云へば弘法大師、太子様と云へば聖德太子と思ふと同様である、さて大政所の本名は「仲」と云ふと傳へられて居るが確かでない、又美濃の鍛冶關兼貞の女であるとも云ふが、太閤素生記には愛知郡御器所村の出生としてある、初め木下彌右衛門に嫁いで太閤を生み、太閤の幼時、能く之を掬育し、天文十二年一月二日に彌右衛門の歿した時太閤は六歳であつたが、大政所の之に對する愛着の念は一層深かつたのである、太閤が天正元年に近江長濱に在住されてからは、常に北政所と共に此に居られたのである、十年に本能寺の變があつて長濱城は淺井氏の浪士阿閉淡路守の陥るところとなつたので、大政所は太閤の家族と共に伊吹山麓の大吉寺に難を通られた、聽て太閤が長濱城を再び手に入るゝことになつて迎へられたのである、其の後、大阪築城と共に大阪に移られたが、十三年に太閤が關白となるに及んで勅使を大阪に遣はされ、大政所に任せられた、又、この時、從一位に敘せられたものと思はれる、尋で小牧の役後太閤と徳川家康との間に和睦が成つたのであるが是は唯表面の關係のみであつたので、太閤は家康との間を一層密接ならしむる爲に其の妹旭姬を嫁して家康の夫

人とした、それでも家康は容易に上洛しなかつたのである、家康は實際に於て毫も太閤に屈服しなかつたのみならず、古より婚姻を結ぶと雖も而も敵となる者多し、何ぞ輒く入京せんやと云ふて高く構へ太閤の冀望に添はなかつた、それで太閤は屢々書狀を家康に送り、其の入洛を勵めたのであるが、一方に當時、太閤は九州征伐を近々に行はんとする計企があつた爲に七重の膝を八重に折り、家康の入洛を願つたのである、そこで十四年八月に太閤は書狀を家康に送り、來年九州へ出馬するに付き家康と會見を望み美濃須俣が大垣かにて出逢ふか、然らざれば兄弟の關係を結んだ家康なれば一應上洛あり度と望み外聞の爲にこの實行を切望し且つ今自分に仕ふる者は多く織田信長に共に仕へし者共なれば家康上洛あつて敬意を致さるれば、これ等の人々も眞に自分に服従すべし、宜しくこの關係を思い辨へられ上洛ある様にと懇切に頼み、自然家康上洛すれば二人となき生母を士一人も指添へず濱松に下すべしと説いたので、家康は上洛すべきを答へた、尋で太閤又書狀を家康に送り、其の上洛を促したが、其の書狀は朝野舊聞稗稿に載つて居る、其の文は此の通である。

來年春筑江出馬可仕存、就其談合申儀候、美濃國迄御出合被下候、若及聚樂江御見廻候者、外聞賢儀可忝候、左候者二人與無之母於濱松迄相越可申候、馬乘一人不添可進候、恐々

九月 日

これで見ても太閤は一人の母をも犠牲として濱松に下し、家康の上洛を促がし之と親み後顧の憂を斷つ

て九州平定を策すること共に、嘗て信長に共に仕へ同僚であつた人々が、今太閤に仕へて居つたのであるから、これ等をして太閤に畏服せしめんと企てたのである、それで家康は止むを得ず上洛するの志を決したのである、かくて九月二十六日に太閤は淺野長政、織田長益等を岡崎に出し、其の志を傳へて表面家康の上洛は決し大政所は濱松をやめて岡崎に下らるゝ事となつたのである、尤も大政所を岡崎に下すことに就ては太閤の弟秀長は切に之を停め、聖善を以て敵に送らむことは是武門の大なる恥辱である、家康にして若し従はずんば一戦を遂げ、輸贏を決すべしと説いたが太閤は之に應せず、大功は細瑾を顧みずとて秀長の心隘きを斥け其の意見を容れなかつたと云ふことである、それで大政所は旭姬に面會する爲に岡崎に下ると云ふ名義で京都を出で下られたのであるが、これは單に太閤が適當なる名目の下に大政所を出したのであつて實際は人質としたのである、太閤がかく手段を盡して家康に對したので家康も上洛することゝなり、京都で非常な歓待を受け、官位も昇り、一方ならず優遇され、爲に太閤も諸將を十分畏服せしめ堅く忠誠の念を抱かしめたのであるが、一方大政所は岡崎に停つて居る間伊直政、奉行本多作左衛門重次は之を歡待すると稱し、實は之を護り、大政所の宿所の圍に薪を積み重ね若し京都にて家康に對し太閤が變事を起すやうのことあらば、直に之を燒殺さんと企てたのである、豫期に違ひ家康も満足して岡崎に歸り直に直政をして大政所を護つて大阪に還らしめたのである、かくて大政所の輿が京都粟田口に着した時には太閤も出でて之を迎へ、輿に添うて深く其の勞を謝したが大政所はその儘大阪に赴かれた、これで太閤

と家康との關係、家康が太閤を如何に苦しめ、太閤が家康の爲に非常なる苦痛をも忍んだことが能く判つて、兩者の間に驅引きのあること、又相互に祕策の巧妙なる點をも深く考へられるのである。

是より先、大政所は常に大阪に居られたのであるが、秀長の所領が大和であつて、郡山に在城して居た爲に奈良に赴かれたことが屢々あつたことであらう、多聞院日記に依れば、大政所は十四年五月にも郡山に來り十九日に高野に登山參詣し、やがて下向して郡山に歸り春日神社の地下衆を召して能興行を催し旅情を慰めたのである、其の中に暑氣が強かつた爲であるが、大政所は二十五日から急に霍亂にて大に惱まされたので、太閤及び秀長へも早馬にて注進し興福寺へ祈禱を命じたので八講屋に於て三ヶ日同音論を行ひ祈願を籠めたのであるが、やがて全快した、それで一應大阪に歸り又十五年正月にも郡山に行かれたのであるが、興福寺の衆徒が郡山に赴き、滯在中の大政所に就て寺田收穫隔年毎に免除さるゝことは、明智光秀が大和を領して居る時からの定めであると云ふことを申出して、本年分七千石の過額を宥恕されむことを訴願した、そこで大政所も其の訴願を容れられ秀長に話されたので、本年から隔年七千石を免除することとなつたのである、尋で大政所は大阪に歸られたが其の中に京都へ太閤が聚樂第を修め、それが出來上つたので九月十三日に大阪より引移つたが、大政所も共に聚樂に移らるゝこととなつたのである、禁中からは御所の御乳人、御局方が迎として出られたが、其の入洛の行列は先づ大政所の籠が第一で、之に次いで籠十五挺、乗物六挺、騎馬四人、諸大夫衆赤裝束で刀を佩ぎ、長袴の衆數多之に伴ふて進み、之に續

いて本願寺の北の方、北政所等の行列が進んで行つたのである、其の行列の美々しいこと眼を驚かすばかりであつたと云ふことが山科言經郷の日記に見えて居る、婦人の行列であつたので男と僧侶との見物は禁制されたのである、大政所が聚樂に移られたので親王公卿以下之に赴き、その移轉を賀せられたが、其の際、皆大政所に進物など贈られたやうである、其の模様は吉田兼見郷日記に精しく見えて居る、次いで二十四日には大政所は太閤と共に大阪に歸られたのである、それから翌十六年四月十四日には、後陽成天皇が聚樂に行幸があつて非常に盛儀であつたが駐蹕五日にして還幸あらせられた、其の時大政所よりは御小袖十重、黄金五十兩（砂金袋入）、香爐一個、盆（推紅）、麝香臍、高擅紙十帖を進上したが、朝廷に於ても之を嘉納されて、其の志の深甚なるを嘉せられたのである。

既に大政所は十四年の夏にも霍亂で惱まされたことがあるが、十六年閏五月十日大阪に遷つてから再び六月八日に病氣となられたのである、追々に病氣も重くなつたので、十九日には太閤より朝廷に奏請して、御所の内侍所に於て臨時に御神樂を行ひ、平癒立願の祈禱が行はれ、二十日には五常樂・千返樂、二十一日には、後陽成天皇が臨時は御拜をなさるゝ事となつたと云ふことが御湯殿の上の記に見えて居る尙ほ其の時諸社に祈禱を籠めた模様が次の近江多賀神社文書に見えて居る。

禁裡
さんりんさまにおいて

覺

太閤と大政所

二、臨時拜 りんしの御はい

一、内侍 ないし所の御せんと

一、千返 せんたんかく

以 上

立願 御りうくわんの事

一、三ヶ夜の御かくら神樂

一、法護 大ほうのこま

一、仁王 になわうきやう

一、神道 しんたうのこま護麻

一、泰山 たいさんふへん府君

以 上

勅使 ちよくし

一、伊勢

一、春日 かすが

一、八幡 やわた

柳原 なるきわら

中御門 なかのみかど

久我 くが

殿 どの

一、	春日	百石	三十貫	一萬石
一、	浅間	うちばし		
一、	あさま			
一、	住吉		三十貫	一萬石
一、	すみよし			
一、	稻荷		二十貫	同
一、	いなり			
一、	祇園		二十貫	同
一、	きおん			
一、	賀茂		二十貫	同
一、	かも			

合拾參萬石

合七百十貫文

當座
たうさ

命
なおもつて、いのちのき三かねん、しからすは二ねん、氣にくならず者三十日にも、延るん

命
めいニ候様ニたのみおほしめし候

今度
こんと大政所との、煩わつらいほんふくにおいては、奉加ほうかとして一萬石申つけへく候間あいたきねんかん

要
やうにて候也

六月廿日

この立願の文書に據れば、御湯殿の上の記にある通に祈禱が禁中でも行はれ、勅使が伊勢兩神宮・春日

神社・男山八幡宮・住吉神社・賀茂上下兩社・祇園社・稻荷社に派遣され、太閤からも清水觀世音・愛宕・鞍馬・男山・北野・伊勢兩宮・多賀・春日・淺間・住吉・稻荷・祇園・加茂等に使節を遣はし當座に百石、七百十貫文を寄進し、全快に至らば一萬石を寄進するを約し病氣平癒を祈つたのである、又多聞院日記によれば、多賀神社と同様に春日神社への祈禱として興福寺へも桑山式部少輔を使として病氣平癒の祈願を籠むることを頼み、多賀神社の願文にある通に生命が三年延びるか二年延びるか、よく／＼ならずば三十日なりとも延命あるやう祈願を籠めたのである、そこで諸寺諸社では神人僧徒等祈禱を凝したのであるが、興福寺では十九日から祈禱を行ひ始め、二十日八講屋で同音論を行ひ、二十二日千座仁王經、二十三日には一切經轉讀、二十四日には又一切經參勤をしたのであるが、一時は薨去と傳へられた大政所の病氣も立願の效が現れたと見えて、二十七日頃より餘程薄らいで來た、そこで翌七月九日には太閤から増田長盛・淺野長政をして諸寺諸社に一萬石を寄附することゝなつた、春日神社では之を興福寺の造營料に用ひしめたのである。此の病中に大政所は太閤に自分の爲に紫野に於て一寺を建立し、豫め墳墓の地と定めんことを申出されたのである、そこで孝心深き太閤は其の志を充す爲に大德寺に至り黃梅院玉仲に之を諮つたのである、時に黃梅院は將に建築中であつたから、太閤は直に之を母の菩提寺となさんとしたが、玉仲は是は小早川隆景が檀越となり其の丹精に依つて造營するのであるから、若し太閤にして寺塔建立を企てむと志さるゝならば、別に巨利を創立せられて然るべしと説いた、そこで太閤は地を信長の菩提所總見院の隣地に卜し、

再々々々 文給候、御うれしく候、こなたの事あんじなされまじく候、いよ／＼小だはらかたくとりまか
嬉 敷 此 方 案 田 原 堅 取 卷
 せ候によりはやく／＼に十の物八つほど申つけ候て、百せうごもまで、めし出し、ゆく／＼と申つ
早 々 國 程 付 姓 召 行 々
 け候、小だはらの事は、くわんとうひのもとまでのおきめにて候ま、ほしころしに申つく可候間、と
田 原 關 東 日 本 置 目 千 穀 付 年
 しをとり可申候、たゞし、わがみは、そもじさま、又はわかきみまいながら、としの内參候て、御
我 身 若 君 見 舞
 日掛 ぬにか／＼可申候、御心やすく候べく候、かしこ

五月一日

政 所
 大まんどころ殿さま

て ん か

是で見ると大政所と太閤との間には屢々交通が行はれ、大政所も太閤の事をいたく案せられて居つたこ
 とが分る、それで太閤は大政所を慰める爲に其の健康状態をも述べたのであるが、中にも「御あんじなさ
 れまじく候、二だんとそくさいにて、五せんもあがり候ま、御心やすく候べく候、そもじさま御ゆさん
 候て、きをもなぐさみ、わかく御なり候べく候」と説き、「大なご、そくさいのよし、なにより／＼御う
 れしく候、いよ／＼ようせうせんにて候よし」と述ぶる所は、頼りなき老親を慰藉し、同時に病床に在る
 秀長の前途を氣遣へる所、太閤の真情流露し、一家の親愛の情緒が顯はれたのである、これで以て太閤の
 情緒纏綿とし母に對して孝養至らざるなきの至情を察することが出来るのである。

文祿元年に朝鮮征伐の事あるや、太閤は四月二十五日に京都を發して名護屋に至り、次いで自ら渡海して諸軍を指揮せんとしたのであるが、當時名護屋に居た家康及前田利家等の宿將が切に之を諫止し、後陽成天皇も亦勅使を遣はして渡海を止められた、殊に太閤が渡海を爲し得ざりしは、大政所が太閤の身を案じ煩ふて切に止められたが爲であらう、それで太閤も一時渡海を中止し、六月三日に石田三成・増田長盛・大谷吉繼三人を奉行として朝鮮に遣はし、在韓軍の總帥たる宇喜多秀家・小早川隆景等と諮つて、便宜諸將の指揮に當らしめることにしたのである、されど尙ほ太閤は渡海の念を絶つことが出来なかつたので、屢々渡航せむとしたが當時の落首に

太閤が一石米を買ひかねて

けふもごとかいあすもごとかい

と云ふことが傳へられたのは、太閤の心の懊惱を能く示したものであらうと思ふ、其の中に大政所は太閤の渡海遠征をば氣遣ふこと一通でなかつたから、太閤も、其の心根を察し次の消息を送つた。

返^{々々}かへす^{々々}、早^{々々}はやく、高^麗こうらいゑは、海^表うみのおもて、浪^荒なみあらく候ま^々、はる^春に^{なり}候て、

安^{こし}可^レ申候ま^々、心^{やす}やすく候^{べく}候。

文給候、^嬉うれしく^思おもい^りり、^殊ことに、^道どう^服ふく、^袴はかま、^珍めづ^ららしきを給候、^氣いき^ににあ^い候へつ

る、^如申^{ごと}く、^高かう^麗らいへは、^段三月、^海一^表たんと^みうみのおもて、^春よく候と申ま^々、^迄はる^{まで}の^心べ申、^名な^護こ

屋高麗にて、どしおとり可申、こうらいへ、はや大くゆんつかわせ候、なこやのふしん、せさせ申、そこ
ほとへ、こし候て、一たんさびしく候はんと、おしはかり申候、かしこ。

六月廿日

大かう

こや

この消息の宛名「こや」は何人なるや明でないが、多分大政所の侍女であると思ふ、これにある如く太閤は渡海を延期し、來春三月海上平穩となつて渡海せんとするの志を告げ、名護屋で越年するの心算を漏らしたのであつて、之によつて大政所の心事をも慰めんとしたのである、かく太閤が苦心せしにも拘らず大政所は深く太閤の上を案じ煩はれた爲に、七月の初めより病氣となられた、京都に留守居をして居つた關白豊臣秀次は之が看護に力を盡したが、遠征の軍務に忙はしき太閤に之を知らずは如何と深く遠慮し、名護屋行營にあつて太閤の左右に侍して居つた木下吉隆に次の書状を送つた。

大政所殿、御煩付而一書を以て申遣候、御耳被入候はば、各相談候て可有披露候、御陣中之義候間、如何と存候へ共、先皆々迄如此候、能々相談之上を以、可被申上候事、肝要候也

七月十一日

(秀次)(花押)

木下半介ごのへ

是は山城本法寺所藏に係る文書であるが、之に據れば秀次は太閤に大政所の病氣の事を知らしむるを餘

程遠慮し、名護屋に在る諸將をして協議せしめて之を上申せしむることとしたのである、その後、大政所の病氣は日に重つたので秀次は十四日に諸寺諸社に病氣平癒の立願を籠めたのである、即ち清水・愛宕・鞍馬・八幡・熊野・伊勢兩宮・多賀・春日・稻荷・住吉・祇園・加茂上下兩社に共に千貫文を、高野山には大塔建立を願ひ、病氣平癒に於ては更に奉加をなすべきを沙汰したのである、それは鞍馬寺・伊勢の御巫・清水の成就院・高野山・稻荷神社・男山神社等の文書に同文の秀次の祈願文があるので能く知れる、其の中鞍馬寺の分を次に掲げて見よう。

立願
所々御りうくわんの事

- 一、清水
- 一、きよみつ
- 一、愛宕
- 一、あたご
- 一、鞍馬
- 一、くらま
- 一、八幡
- 一、ゑわた
- 一、北野
- 一、きたの
- 一、伊内宮
- 一、いぢないくう
- 一、外宮
- 一、いぢけくう
- 一、多賀
- 一、たか

千貫文

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

- 一、春日かすか
 - 一、稻荷いなり
 - 一、住吉す見よし
 - 一、祇園きおん
 - 一、下加茂しもかも
 - 一、上加茂かみかも
 - 一、高野山かうやさん
 - 一、高野山かうやさん
- 塔建立 同
堂 同
こんりう 同
煩 同
本復 同
奉加 同
付 同
候あい 同
- 右今度こんど、政たまん所願願、煩わつらい、本復ほんふくにおいて、奉加ほうかとして、付申つくへく候間あい
 た、祈念肝要きねんかんように候也

天正廿年七月十四日

(秀次)(朱印)

此祈禱文を秀次は諸寺諸社に出したのであるが、高野山では立願の爲に大塔建立さるゝと云ふのであるから、一山の衆徒を集め大法祕法一大事の法事を執行し、弘法大師加持の力、鎮守の神である、丹生明神の御威光を増益するは、この時と丹誠を凝す様にと、木食興山上人(應其)から高野山の年預に申し送つて祈禱をなさしめたのである、又秀次は、太閤へも詳細に病狀を注進したので、太閤は家康・利家等に名護屋の軍事を託して、二十二日は乗船し、下ノ關に着して上洛の途に就いたのである、然るに不幸にも大

政所は太閤名護屋出發の日に八十歳の老齡を以て聚樂に於て薨去された、太閤は素より斯る事を知るべき筈なく道を急いで二十九日大阪に歸り、大政所のことを尋ねたるに、既に薨じたる由を告げたので、一時は悲歎の餘りに絶入りて人心地がなかつた、それで醫師が藥を勧めたので太閤は漸く恢復し、覺束なき様にして涙を浮べることさへ出來ず、呆れて暫らくは言語も出なかつたと云ふ事である、須臾くして漸く涙滲々として流れ下り、此の度大政所に對し最後の暇乞をも申さざりしことは全く明、朝鮮を征せんと思ひしに依つてあると一しは残り惜しく思ひ、繰返し々悔んだが既に及ばなかつた、それから翌月四日に高野山に次の沙汰を下して大政所（法名春岩）の冥福を祈つたのである。

爲三瑞寺殿追善、當山に剃髮寺令建之、付而於紀伊國南賀郡内所々壹萬石事、在目錄別紙之令寄附候訖、

此内七千石者惣中江有支配可領知之、相殘三千石内千石者剃髮寺佛供燈明、并寺僧諸賄料仁可下行之、二千石分毎年納置、八十相積候時、高野惣山之内堂塔伽藍何成共、於及破壊者、有米以三分二修理仕、三分一者儘可殘置候、然者春岩毎月之忌日、至末代勤行不可有懈怠、只今爲名代、聖護院門跡登山候、供奉中村式部少輔、小出播磨守差添遣之候條、委曲可相達之、猶與山上人可申候也

天正廿年八月四日

（太 閣）（朱 印）

金剛峯寺惣中

之に據れば太閤の名代として聖護院門跡澄法親王高野に登山され、中村一氏、小出秀政之に供奉した

のである、そして大政所の追善の爲に高野山に剃髮寺を建立し、紀伊那賀郡に於て一萬石を寄附したのである、此の中七千石は高野一山の支配に委せ、残り三千石の中、千石は剃髮寺の佛供燈明料竝に寺僧諸賄料に下し、二千石は毎年米を納め置き、之を蓄積して高野一山の堂塔伽藍の修繕費に宛て、後代まで勤行を怠らしめなかつたのである、此の剃髮寺は即ち青巖寺である、それから五日に太閤は上洛したが、其の六日に秀次は太閤に代つて大政所の葬儀を大徳寺に修め、五山の衆僧皆出頭し、翌日蓮臺野に於て火葬を行ふたのである、諸寺諸山の僧徒は勿論上は攝家より諸侯伯皆之に會したのであるが、特に勅使を遣はされて大政所に准三后を贈られたのである、それで遺骸は天正十六年に造つた壽塔の下に納められたのである、其の塔は高さ六尺三寸の石の五輪塔であつて、彫鏤緻密にして表に「天瑞寺殿預修大功徳従一位春岩宗桂大姉昭儀壽塔、天正二十年壬辰二月彼岸日」と彫してあるが、實際は七月二十二日に薨せられたのである、廟堂は二間四方であつて、結構精巧を盡したものであつたが、維新後、之れを維持する事が出来なかつたので、寺塔の修補成らず、天瑞寺は明治十一年四月大徳寺本坊に合併する事となり、堂宇一切を毀つて之を賣却した、併し終に廟堂のみは尙は昔ながらの有様で残存して居たが、本坊よりの監理が行届かなかつたので、徒に乞食の住居となり、さしも精巧を盡した彫鏤も、多く毀たれ、見る影もない有様となつたので、二十四年に同じ大徳寺の塔頭ではあるが、境外にある瑞光院に移され、赤穂義士の木像を安置するの堂となつた、その後復、修理も出来なかつたのであるが、終に轉々して横濱市の富豪原富太郎氏の

手に歸した、原氏はその邸園なる本牧三溪園内に大正元年に之を再建して十分に修理を加へ之を復舊されたので、その彫刻の精緻、金壁、彩色の模様等が窺はれ如何にも美々しかつたと思はれる、それで原氏は將來、之に豊臣家の主なる家族の木像を安置して祀らるゝ計畫であるとの事である、既に廟堂が天瑞寺から移された以上は、その意義を有して居ないのに更にかゝる計畫の行はるゝは誠に結構な事であると思ふと共に、原氏の計畫に深い敬意を表する次第である、されど遺憾なるは、この廟堂の中にあつた石塔のみは天瑞寺舊址の雜草の間に獨り取り殘され、昔ながらの姿で嚴然と存して居る事である、之を見るにつけ當時の盛儀と對照して自ら異様の感想が浮ばざるを得ないのである、願はくば有志の士があつて十分に之を保護し、往年太閤の捧げられた敬虔なる志を再び全うせらるゝを望んで止まないのである。

大政所薨去の時に、其の畫像をも作つて太閤は天瑞寺に納めたものと見え、其の畫像は現今大徳寺の所藏として保存せられてある、その讚に

黒衣青帽老婆禪、百八念珠提右邊、

美譽芳聲總閑事、胸天雲破月孤内

慶長廿乙卯夷則吉日

見天瑞寶叔宗珍讚之

とある、これで見るとこの讚は夷則即ち七月に書かれたもので實に大政所薨去の當時であることが知れ

ると共に、寶叔宗珍が天瑞寺の現住であつた事も考へらるゝ、宗珍は和泉堺の人で玉仲に嗣法し、玉仲が開山であつた天瑞寺の二世となり、尋で大徳寺の二十七世に出世した高徳である、この畫像を見るに大政所は黒い禪衣を着し、青帽を被つて珠數を右邊に擔げて居らるゝのは丁度讀にある通である、而して畫像から考へると之は木像その儘を寫したものであると思はれるから、さきに造つた壽像を寫したものであらうと考へらるゝのである。

高野山では太閤の命により大政所の剃髮寺である青巖寺を建立することゝなつたので、興山上人は山内の無量壽院行昌、寶性院政通と議し、學侶の承諾を得て大傳法院の勝墟を相し之に建立する事とし起工したが一回忌の日、即ち翌二年七月二十二日には落慶し、大曼荼羅經を修して大政所の冥福を祈つた、併し大政所の位牌には天瑞寺殿春巖貞松。大禪尼と書いてあるから大徳寺のそれとは少し相違して居る、その後三年三月には太閤吉野の花を觀ての途次高野山に上り大政所三回忌の追善供養を執行した、其の時、登山した人々は家康・利家と近衛入道龍山・毛利輝元・蒲生氏郷・細川幽齋等の諸氏及び里村紹巴・大村由己等であつた、聖護院門跡道澄法親王も亦勅令により登山せられた、これ等の人々と共に太閤は青巖寺に入つて、大政所の遺髮を佛前に納め拈香禮拜をして次の歌を手向けた。

なき人の形見の髮を手に觸れて

つゝむに餘る涙かなしも

この歌を聞いて、竝み居る一座の人々は皆哀を催ふし袖を沾したと云ふ事である、それから太閤は追福大法會施物として寺務檢校以下大阿闍梨、行人新發意等に二千四百四十石、興山上人に千石、その召仕に百石を與へ、金椀銀盤に盛るに百味的美膳を以てして大齋會を設け、一山の高僧碩學を召し、自ら點茶して之を饗した、特に上人は終始盡力したので其の勞を謝する爲に東山殿御物として當時有名であつた素性法師の墨蹟和歌一軸、唐物の茶入を贈つた、四日には講師寶性院政遍阿闍梨、問者如意輪寺來遍等の法談があつて無量壽院・龍光院・正智院・金剛三昧院・無量光院等も列席し、五日には太閤登山諸氏と共に追善の連歌を百韻興行し、六日には一山衆徒の勞を慰むる爲に能興行をなし、やがて下山し七日に大阪に還つた、それから木下吉隆、山中長俊を使として登山せしめ青巖寺作事の事など差圖し、滞在中一山衆徒の歡待を謝せしめ、上人を青巖寺の住僧たらしめた、爾來師資相承して青巖寺は繼續したが、萬延元年十月六日の夜護摩堂より出火して其の建物は炎上したので再建した、これが即ち今の金剛峯寺であつて高野山の中央寺塔である。

それから三回忌に京都東寺へ太閤は大塔を再建し、命日の七月二十二日に大塔供養を行はしめた、醍醐三寶院門跡義演は東寺長者となつて、この導師を勤め舞王萬茶羅供を執行し莊嚴なる儀式を行ふた、その時の太閤諷誦文は三寶院文書の中にあるが、其の中「竊以仰恩山高一萬仞之雲眇々、思德海深三千尺之波漫々、雖然以孝行極其底、以歸佛報其恩」と云ふ文がある、勿論之は亮淳權僧正が太閤の命に

より起草したものであるが、元より太の志を受けて其の大閤孝を敍したものであつて其の思慕の厚きを示したものであらう、そのみならず三回忌に太閤は攝津四天王寺の建築をも企て、自筆で見積書をも書かれたのである、その見積書は天王寺町秋野氏の所藏となつて居る、四天王寺は信長が一向一揆と戦ふた際天正四年五月三日に焼失したから、別當であつた亭順法師が再興を企てたので十一年七月十一日に太閤は青銅五百貫文を喜捨し、諸國有縁の輩にも費用を募らしめた、その後、太閤は造營米五千石を與へられたが、文祿三年十月十七日に大政所追善の爲に寺領百石を寄附し、堂塔造立の見積書を作り、青木一重・片桐且元・小出秀政・石田正澄等を奉行として金堂・講堂・太子堂・食堂・二王門・南大門・萬燈院・鐘樓・求聞持堂等を建立せしめたのである、これも慶長五年に完成したのであるが、惜哉享和九年に雷火の爲に其の建築も一山焼失した、今の建築は文化九年に大阪白銀町の紙屑屋淡路屋太郎左衛門の勸進再建に係つたものであると云ふことである。

かく青巖寺と云い、東寺の塔と云い、四天王寺と云い、近畿の名所となつたものは皆大政所供養の爲に太閤に依つて建立されたと云ふのであるから、太閤が思ひ切つて作善を行ひ、冥福を祈られたことが能く際しられるのである、これ等は永久に大政所と太閤との情緒の深かつたことを示すべき好き記念物となつたものである(完)